

平成27年度土幌町決算審査特別委員会

平成28年9月13日

1 審査付託事件

- 認定第1号 平成27年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 平成27年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 平成27年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号 平成27年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号 平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号 平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号 平成27年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第9号 平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定
認定第10号 平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定

2 出席委員（10名）

細井 文次 和田 鶴三 秋間 紘一 河口 和吉 清水 秀雄 飯島 勝
出村 寛 大西 米明 加藤 宏一 中村 貢

3 欠席委員（0名）

4 説明のため出席した者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 総務企画課長 瀬口 豊子
会計管理者 土屋 仁志 町民課長 波多野 義弘
産業振興課長 高木 康弘 産業活性化担当課長 亀野 倫生
ほか、関係職員

6 教育委員会教育長の委任を受けて出席した者

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 藤内 和三

9 議事録

会 議 の 経 過

(午後 2時40分)

清水臨時 委員 長	臨時委員長の職務を行います。 ただいまから決算審査特別委員会を開会します。 直ちに本日の会議を開きます。 これより委員長選挙を行います。 お諮りします。委員長選挙は、臨時委員長による指名推選にしたい と思います。異議ありませんか。 (異 議 な し)
清水臨時 委員 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長選挙は臨時委員長が指名することに決定しまし た。 委員長に1番、細井文次委員を指名します。 お諮りします。ただいま臨時委員長が指名しました1番、細井文次 委員を決算審査特別委員会委員長の当選人と定めることに異議ありま せんか。 (異 議 な し)
清水臨時 委員 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました1番、細井文次委員が決算審査 特別委員会委員長に当選されました。 以上をもって委員長と交代します。 暫時休憩します。 午後 2時42分 休憩 午後 2時43分 再開
細 井 委員 長	休憩前に引き続き委員会を開きます。 これより副委員長選挙を行います。 お諮りします。副委員長選挙は、委員長による指名推選にしたいと 思います。異議ございませんか。 (異 議 な し)
細 井 委員 長	異議なしと認めます。 したがって、副委員長選挙は委員長が指名することに決定しました。 副委員長に11番、加藤宏一委員を指名します。 お諮りします。ただいま委員長が指名しました11番、加藤宏一委員 を決算審査特別委員会副委員長の当選人と定めることに異議ありませ んか。 (異 議 な し)

説明	細井委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名しました11番、加藤宏一委員が決算審査特別委員会副委員長に当選されました。</p> <p>それでは、ただいまから決算審査を行います。</p> <p>審査の方法は、理事者からの総括説明の後、各款ごとに説明を受け、質疑の後、各会計ごとに討論、採決を行いたいと思います。これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
	細井委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、審査の方法は、各款ごとに説明を受け、質疑の後、各会計ごとに討論、採決することに決定しました。</p> <p>平成27年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。</p> <p>理事者の総括説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>それでは、平成27年度の決算の総括について説明をいたします。</p> <p>行政報告書の3ページをごらんください。ここでは平成27年度の各会計の決算の総括表となっております。一般会計ほか7特別会計及び病院事業会計の9会計でありまして、今決算特別委員会ではこのほか昨年度末に解散しました北十勝消防事務組合一般会計について審議をいただくところであります。</p> <p>一般会計では歳入75億3,258万円、歳出で73億711万円となっております。前年度に比べ歳入で4億6,909万円ほどの増となっておりますが、これは報告書の中に記載してありますとおり、地方交付税や国庫支出金などが減少する中、地方消費税交付金や感謝特典贈呈を開始しましたふるさと納税による指定寄附金や庁舎耐震等改修事業による町債の増が主な要因であります。歳出におきましても対前年度比で4億2,898万円ほどの増となりましたが、これは庁舎耐震等改修や子ども交流センターの建設等普通建設事業費の増とふるさと納税などの基金積立金の増などによるものであります。</p> <p>その他の会計につきましては、医療費等の給付に係る会計のうち国保会計は、前年度に比べ歳出で1億7,227万円の増となっておりますが、保険給付費では前年度に比べ大きな増減はありませんでしたが、高額な医療費の支出のために連合会に拠出する共同事業拠出金が1億7,608万円ほど増額になったことが大きな要因であります。介護保険会計では、介護給付費が伸びたことにより歳出で対前年度比4,405万円増となったところであります。介護サービス事業会計では、介護報酬が大幅に下がったことにより2,000万円以上の歳入が減少となりましたが、重油価格の値下がりや過疎債の償還が終了したことにより一般会計への負担金が減となったことにより、歳出でも対前年度比で2,200万円ほど減の4億8,506万円となったところであります。</p> <p>簡易水道会計では、修繕費の増などありましたが、歳出で前年度を</p>

若干下回り、公共下水道会計では、耐震診断業務や再構築基本設計業務などの委託料の増により若干の増額の決算となりました。

共済会計につきましては、農作物勘定においては小麦が収量、品質ともに過去最高となったことから、共済金の支払いがありませんでした。畑作物勘定につきましては、いずれの作物も平年以上のできとなり、共済金支払いも少なく、前年度の半分以下の1億1,860万円ほどの決算額となりました。家畜勘定につきましては、頭数で前年度より904頭の増、評価額の見直しにより歳入で6,550万円ほどの増、歳出でも6,458万円ほどの増となったところであります。いずれの勘定も黒字の決算となったところであります。

病院事業会計につきましては、入院、外来の患者数が減少し、収益的支出に対し一般会計からの繰出金を前年度より4,600万円多い3億600万円としたところでありますが、減価償却費との関係で赤字の決算となりました。

全会計では、歳入で123億66万3,000円、歳出で118億9,458万5,000円で、4億607万8,000円の黒字決算となりました。

4ページをお開きください。一般会計の決算の内容でございますが、歳入につきましては75億3,258万円でありまして、予算額に対して95.8%、歳出につきましては73億711万円でありまして、このうち翌年度への繰越額は1億3,074万円となっております。予算に対する執行率は92.9%であります。歳入では、町税が前年度より6,400万円ほど増加しておりますが、農業所得や法人町民税の増加が主な要因であります。地方交付税につきましては、2,251万円ほどの減額となりましたが、この要因につきましては冒頭の行政報告で触れましたので、説明は省略させていただきます。繰入金や諸収入が予算に対して収入率が低いのは、基金からの繰り入れを行わなかったことや備荒資金組合からの還付を抑えたことによるものであります。

歳出は、支出済額で総務費と教育費が大きく伸びておりますが、役場庁舎、コミセンの耐震改修等工事に係る支出や学校のつり物落下防止工事や総合研修センターのボイラー改修工事があったことや、今まで農林業費の中で予算化していました食品加工施設費を教育費の中に移行したことなどが主な要因であります。

次に、5ページでございます。決算の状況であります。歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億2,546万円であり、これから繰越明許費に係る一般財源を差し引いた実質収支は2億76万円であります。これから前年度の実質収支の額1億7,690万円を差し引いた残りが単年度収支で、2,386万3,000円であります。財政調整基金への積み立て額は1億112万6,000円であり、基金を取り崩した額につきましては1億8,837万2,000円であり、基金の残高は52億5,511万8,000円となっております。地方債残高は、前年度より3億6,452万円ほどふえ、68億8,5

59万8,000円であります。これは、庁舎耐震等改修工事などにより、地方交付税上有利な緊急防災・減災事業債を借り入れたことによるものであります。次年度以降で支出を約束しております債務負担行為の額は8,468万円となっており、地方債残高と合わせた約69億7,028万円は将来に向かって支払っていかねばならない額であります。経常収支比率につきましては、一般財源のうち毎年経常的に支出される人件費や扶助費、公債費等に支出される割合を示すものであります。87%と前年度に比べ1.2ポイント改善されたところであります。まだまだ高い状況にあり、経常経費の削減に一層努力していく必要があります。実質公債費比率につきましては、前年度に比べ0.8ポイント、財政力指数につきましては0.008ポイント改善されたところであります。

次に、6ページをお開きください。地方債借り入れ先別、利率別の現在高について記載をしております。5%を超える利率の地方債は償還が終わり、全ての地方債は5%以下の利率のものとなりました。地方債目的別残高では、27年度に発行した地方債は前年度より約4億円多い9億6,770万円ですが、そのほとんどは地方交付税上有利な緊急防災・減災事業債であります。とはいえ、将来に負担を残すこととなるため、この残高をできるだけ減らしていかなければならないというふうを考えているところであります。

次の7ページでは、町税収入の内訳を記載してございます。収納率につきましては、前年度と同様の総体で97.5%となったところであります。特に現年度分の個人町民税では98.7%と前年度より0.3%減で、99%を切ってしまったところであります。監査の指摘にもありましたように、滞納繰り越しとなるとなかなか徴収率が上がらなくなるのが実態であります。今後も徴収強化期間を設定し、集中的に個別徴収を行うとともに、十勝市町村税滞納整理機構を活用し、徴収の強化を図っていかなければなりません。

次に、8ページでは一般会計歳入歳出予算規模であります。それぞれ過去3年度分を記載しております。特に地方交付税は、毎年減額となっており、平成24年度からは3億7,000万円の減となっているところであり、今後の事業実施に向けた財源確保が難しい時代になってくることが予想されます。

次に、9ページでは寄附金調書について記載をしております。特に昨年6月から始めました感謝特典付きの寄附、ふるさと寄附であります。7,647件の8,862万円の寄附総額となったところであります。感謝特典以外の寄附では42件、1,980万円ほどの寄附があり、合計で7,689件の1億843万円となりました。下段には寄附金の利用状況を載せてあります。特老や病院の備品、子ども交流センターの整備、中学校の図書購入に充てさせていただいたところであります。

次に、10ページでは建設事業についての調書であります。まず、補助事業であります。前年度より1件多い7件で、金額では前年度より9,700万円ほど少ない3億6,100万円となっております。主なものは、社会資本整備総合交付金を活用した町道整備事業や平原と睦の公営住宅建替等事業、小中学校の吊り物落下防止対策事業などがありますが、町道の整備では前年度より1億円弱少なくなっております。次の普通建設事業では、合計で37件、金額で前年度比4億3,600万円ほど多い1億6,400万円ほどであります。主な事業では、庁舎耐震等改修事業、子ども交流センター整備事業、新しい道の駅の基本設計、実施設計、大通西の住宅団地造成事業、町道整備事業などがありました。

11ページの道営事業、受託事業では、前年度同様に土地改良事業を中心に事業を行ってきたところであります。

次に、12ページでは町財政の推移について載せてあります。平成25年度から27年度までの3年度分を載せてあります。歳入の地方消費税交付金は、消費税率の引き上げの影響から、対前年度比で65.8%、寄附金は感謝特典つきのふるさと納税により1億円ほど伸びているところであり、歳出では、普通建設事業の単独事業が庁舎耐震等改修事業などにより積立金が大きく伸びているところであり、これ以外につきましては、今までの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

13ページであります。積立金の状況であります。一般会計につきましては、生き生きまちづくり基金で太陽光発電施設の貸付料を原資として5,700万円を積み立て、同額を取り崩し、街路灯取りかえ事業を初め商工、観光、環境に関する各種事業の財源に充当いたしました。このほか取り崩した主なものは、減債基金で病院建設時の過疎債の償還財源に充当しているもの、愛のまち建設基金では特老や病院の備品、子ども交流センターの整備、中学校の図書購入の財源に充当したところであり、本年度の一般会計の基金の積み立て額は3億2,000万円ほどで、取り崩しは1億8,800万円、年度末の残高は52億5,511万8,000円となったところであります。備荒資金や特別会計も含めた全体の積立金残高は、84億6,823万9,000円となったものであります。

14ページは、常勤職員の配置状況であります。総体では7名の減であり、町長部局で一般で1名、特老で2名、病院で3名、簡水、共済で各1名の減、農業委員会で1名の減、教育委員会では事務局で2名の増となったところであります。

15ページは職員の配置状況でございますので、参照ください。

このほか本年度につきましては、昨年度未解散いたしました北十勝消防事務組合一般会計決算について、地方自治法施行令第5条第3項により、旧組合の管理者から承継された団体において決算認定に付さなければならないこととなっておりますので、本年度に限り構成町が

		<p>決算認定をすることとなり、本町におきましても今議会において認定をいただきたく提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上を申し上げまして総括の説明とさせていただきます。</p> <p>詳細につきましてはそれぞれ担当課長より説明をいたしますので、審議の上、認定くださるようお願いを申し上げます。</p> <p>総括説明が終わりました。</p> <p>ここで説明職員が入れかわりますので、暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時00分 休憩 午後 3時02分 再開</p>
<p>説明</p>	<p>細井委員長</p>	<p>休憩前に引き続き委員会を再開いたします。</p> <p>質疑は1人1問までとし、さらに質問があれば、他の委員の質疑が終わってから許すことにしたいと思います。</p> <p>また、関連で質問される場合は、第1の質問者の質疑が終わってからされるようお願いをいたします。</p> <p>質疑の際は、マイクボタンを押し、行政報告書及び決算書のページ数を明示の上、簡潔明瞭をお願いをいたします。</p> <p>なお、委員会審査中はクールビズで行います。</p> <p>これより議事に入ります。</p>
	<p>寺田議会事務局長</p>	<p>最初に、議会費、総務費について説明願います。議会事務局長。</p> <p>議会費につきまして議会事務局長、寺田より説明いたします。</p> <p>16ページをごらんください。項目1、議会活動ですが、1、本会議は定例会、臨時会、各4回を開催、審議件数は合計で172件となったところです。2の常任委員会では、(1)、(2)の各常任委員会においてそれぞれの関係所管事務調査及び意見書の審査を記載のとおり行ったところでございます。3の特別委員会では、(1)、(2)の決算及び予算審査特別委員会をそれぞれ設置し、審議を行いました。(3)の広報特別委員会では、議会だよりを4回発行し、全戸に配布したところです。(4)の土幌町第6期町づくり総合計画、地方創生策定及び新拠点「道の駅」検討特別委員会を6月24日に設置し、8回の委員会において各計画等の説明を受け、意見反映を行ったところです。4の議会運営委員会は、17回を開催しております。5のアンケート調査ですが、町民にわかりやすい開かれた議会を目指し、今後の議会活動資料にするため、町民600人を対象に実施をし、調査結果をもとに議会活動の周知として議会だよりの情報充実、ホームページ、フェイスブック、i広報紙を活用したところでございます。17ページ、6の一般質問の状況ですが、4回の定例会中、延べ17名、18件の質問が行われました。</p>

細 井
委 員 長
瀬口総務
企画課長

項目2の議員の処遇につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

引き続き、総務費、総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

18ページをごらんください。1項、人事、1につきましては、新制度に伴い、堀江教育長が就任しております。3の職員異動は27年度末職員数211人で前年度比7人の減、4の職員の異動内容は記載のとおりとなっております。

19ページ、2項、給与改定は、1、人事院勧告に基づく改定は記載のとおりでございます。2の27年4月1日遡及適用改正分といたしまして、給与平均改定率0.4%、勤勉手当0.1月分を引き上げたところでございます。20ページ、4、その他改定では、特別職等、議会議員の期末手当におきましても職員勤勉手当に準じまして0.1月分の改定を行いました。

3項、人件費の支給明細は、記載のとおりとなっております。

21ページ、4項、職員研修は、22ページにかけまして延べ51名が記載の内容について受講しております。

5項、表彰等では、町表彰条例に基づく自治、産業、社会の3功労賞を記載の6名の方々が受賞され、新年交礼会にあわせて表彰式を挙行したところでございます。

6項、公共料金等審議会は、2回にわたり町長からの諮問を受け、記載内容6件について審議を行い、原案のとおり答申されたところでございます。

23ページ、7項、情報公開・個人情報保護では、情報公開請求のみでありまして、件数は4件、うち開示3件、残り1件は不存在の情報でございました。

8項、男女共同参画は、第2期基本計画の最終年の取り組みとあわせて第3期基本計画策定に向けたアンケート調査を実施し、平成28年度から平成32年度までの5カ年の基本計画を新たに策定をしたところでございます。

24ページ、指定管理者制度は、記載の5施設で導入しており、このうち27年度をもって期間満了となります土幌町学習体験の里、土幌町国産材展示施設の指定期間更新について議会の議決をいただいております。

10項、行政改革では、第5期行政改革推進大綱、推進計画に基づき、大綱の重点事項について改革を進め、その内容及び実績については広報紙及びホームページを通じて公表しているところでございます。

25ページ、11項、庁舎耐震等改修工事は、繰越事業として施設電球のLED化、暖房及び衛生設備等の改修を実施し、2年間にわたる改

修工事を終了いたしました。

12項、契約では、資格審査会3回、指名委員会9回を開催し、競争入札参加資格審査結果は記載のとおりとなっております。

26ページ、13項、広報活動では、広報しほろ、役場だよりを定時発行し、町民の身近な話題を掲載したほか、特集といたしまして町づくり総合計画、マイナンバー制度、子供に関係する内容などさまざまな情報について提供してまいりました。町づくり懇談会では、町民皆様の声をより多く町政に反映するため、全10地区において春と秋の2回の開催をしております。インターネットによる町ホームページアクセスの件数は8万7,092件、前年度比10.5%の増となりました。また、7月にフェイスブックを新たに開設し、タイムリーな情報の発信を続けているところでございます。

14項、財産管理費、2、建物災害共済金請求につきましては、落雷、強風等によるもので7件、1,113万3,000円となっております。

27ページ、財産の取得及び処分は記載のとおりで、その詳細は28ページから31ページにかけて一覧表を整理してございますので、参照願います。

以上で説明を終わります。

細 井
委 員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木より、32ページ、15項の町有林管理費について説明いたします。

1の町有林管理事業ですが、森林が有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮するために、森林の公益的機能発揮及び木材の安定的生産に向けて計画的に事業を推進したところでございます。昨年10月2日の低気圧及び10月8日の台風により広範囲で風倒木が発生したことから、早期復旧のため風倒木処理業務を実施いたしました。また、本町を含む十勝管内17市町村、管内全12森林組合など49団体、個人で森林認証協議会を組織し、3月11日に国内認証S G E Cの森林管理認証を取得し、町有林1,886haの認証を受けたところでございます。事業の状況につきましては表に記載のとおりで、地ごしらえ、植栽、下草刈り、間伐等を行ったところであります。

2の100年の森づくり事業ですが、平成27年度は第2回町民植樹祭を開催し、町民160名の参加のもと、ハルニレの植栽を行ったところでございます。

3の町有林立木等売り払いにつきましては、記載のとおりでございますが、風倒木処理の被害木売り払いが約690万円になりました。

33ページ、4の学校林の状況報告ですが、それぞれ小学校別に表に記載のとおりで、前年度と変更はございません。

以上で説明を終わります。

細 井
委員 長
瀬口 総務
企画 課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

33ページ、16項、公平委員会は1回開催し、その審議内容は記載のとおりとなっております。

17項、企画費、1、広域行政では、とちぎ広域消防事務組合が5月1日に認可申請、許可を、平成28年3月30日に開所式を経て、消防の広域体制が開始される運びとなりました。また、十勝定住自立圏については、平成27年度が最終年度となることから、第2期に向けた共生ビジョンが作成され、平成28年第1回定例会において議決されたところでございます。

34ページ下段、3の第6期町づくり総合計画の策定については、町民会議に5つの専門部会を設け、協議を重ねてまいりました。計画の諮問、答申を経た後、町議会特別委員会の審議を経まして、平成28年第1回臨時会において議決をされております。その内容につきましては、ホームページでの公表及びダイジェスト版にて全戸配布しております。なお、策定の経過は35ページに記載されているとおりでございます。

36ページ、4、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、将来目指すべき人口のあり方とそれを実現するため、6月より官民等による地方創生推進会議等を設けまして検討を重ねたほか、パブリックコメント及び町議会特別委員会の審議を経まして、12月3日に平成27年度から37年度の戦略を策定し、公表をしております。各委員及び策定の経過は、記載のとおりとなっております。

37ページ、5、婚活の推進でございます。実行委員会を組織し、町外及び職種も広げた「気軽に街コン」と題した交流イベントを初めて実施いたしました。男女76人の参加があったところでございます。

6、まちづくりの推進、しほろ7000人のまつりは、コミュニティー広場及びその周辺を会場とし、45団体の参加を得て実施されました。祭りの準備から運営に当たりましては、実行委員会を初め、祭り応援団40名のサポートを受けて、みんなで作り上げた祭りとなったところでございます。

7の都市の交流推進につきましては、記載のとおりとなっております。

9の移住体験住宅事業は、13組26人、延べ344日間の滞在がございました。

10の住宅用太陽光発電システム導入事業では、上限を20万円としており、4戸に合計80万円の助成を行ったところでございます。

以上で説明を終わります。

<p>細 井 委員 長 高木産業 振興課長</p>	<p>産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、高木より説明いたします。</p> <p>11の土幌町発祥の地中土幌太陽光発電所ですが、27年度の売電実績は前年より7.4%増の152万1,231k wでありました。</p> <p>39ページの12の土幌町活き生きまちづくり基金ですが、平成25年度に基金を設置し、27年度においては5,702万5,834円を積み立て、5,700万円を繰り入れ、まちづくり事業費に充てております。基金残高は1,989万8,787円でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>細 井 委員 長 瀬口総務 企画課長</p>	<p>総務企画課長。</p> <p>39ページ、13、ふるさと寄附は、6月から町外者への感謝特典事業を開始し、あわせてウェブサイトを利用した受け付けも始めたことでその実績は7,647件、8,862万円と大幅な増加につながったところでございます。感謝特典の希望では、しほろ牛が8割を占めたほか、ポテトチップス、スイートコーンが上位にランクされております。</p> <p>14の公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備は、総務省の指導によるもので、公共施設の老朽化対策等を踏まえ、施設全体の状況を把握し、長期的視点で計画的な管理を進め、財政負担の軽減等を目指そうとするものでございます。27年度は施設等の基礎的なデータを収集し、固定資産台帳の整備を行いました。</p> <p>18項、環境対策費、40ページの3、環境マネジメントシステムL A S－Eを平成17年7月から取り組んでおり、27年度も数値目標を設定して進めてまいりました。</p> <p>41ページの独自目標達成度につきましては、42ページにかけてのエコアクション部門6項目全てが目標に達していないという結果になりました。その中、本庁舎の電気使用料におきましては、大改修により蛍光灯を全てL E D化にかえたため、25%の大幅な減少となったところでございます。このことから、外部監査におきまして、取り組みが10年を経過してソフト面はやり尽くした感も見受けられるので、エネルギー使用機器や建物の改修などハード面を計画的に進めていくことが必要との所見が出されております。今後もさらなる意識改革を含め、継続的に取り組むこととしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>細 井 委員 長 波多野 町民課長</p>	<p>町民課長。</p> <p>42ページ、19項目、生活安全推進費について町民課長、波多野から説明申し上げます。</p> <p>1、交通安全対策、防犯対策について、(1)、概要としまして、</p>

生活安全推進協議会及び関係団体と連携し、事故防止、交通安全運動啓発などに取り組んできましたが、平成27年10月18日、国道274号線と道道上土幌音更線の交差点において死亡事故が発生し、平成24年5月11日から続いた交通事故死ゼロの日は1,254日で途絶えることとなりました。引き続き、帯広警察署への信号機設置の要望を行い、事故後の10月23日、帯広警察署と国道管理者の帯広開発建設部の立ち会いのもと、事故現場の道路診断が行われました。

(2)、交通安全運動の状況につきましては、生活安全推進協議会、交通安全指導員及び町と連携し、記載のとおり事業の推進を図ってまいりました。

43ページに移りまして(3)、防犯対策活動状況として、犯罪のない安全、安心な住みよいまちづくりを推進するため、自動車ドアロック及び自転車防犯診断等、記載のとおり教育委員会と連携し、各事業を展開してまいりました。

(4)、土幌町生活安全推進協議会助成金、(5)、交通安全指導員出動状況、(6)、負担金は、記載のとおりであります。

(7)、町内交通事故発生状況では、今年度の事故の特徴としては物損事故及び負傷者件数が増加しており、その内容としては日曜日と買い物による事故がふえております。

(8)、町内窃盗犯等件数につきましては、凶悪犯はなく、防犯ブザー搭載の車が多くなったせいかもしれませんが、車上狙いの発生件数が減少しております。

45ページに移りまして、2、消費者行政の活動につきましては、町民からの日常的な消費生活に係る相談件数は、町民課職員が対応し、専門的な知識を要する場合には音更町消費生活相談センターと連携し、相談対応を図ってまいりました。音更町消費生活相談センターにおける土幌町民に係る相談件数は7件となっており、その内容は通販の健康食品、スマートフォン利用等の出会い系やインターネットの相談でございます。このほかにも、道消費者協会の協力による消費者啓発事業講座の開催や釧路弁護士会等による無料相談会も2回開催され、3件の相談がありました。また、職員の相談体制充実のため、帯広、札幌開催の研修に派遣し、知識の向上を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

細 井
委 員 長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

45ページ、20項、情報管理費では、電算システムの(1)から(7)までのシステムが稼働しており、このうち46ページ、(7)の⑥、社会保障番号制度の対応といたしまして、マイナンバーの入出力及びデータ管理対応に向け、人事給与財産会計システムの改修を行ってお

ります。

(8)、その他業務といたしまして、平成28年1月開始予定の社会保障・税番号制度に伴い、基幹システムからの機密漏えい対策といたしましてネット接続禁止及びインターネットとの分離を行ったところでございます。

47ページ、21項、地域生活交通確保対策事業については、国鉄土幌線代替確保基金を活用しての事業であります。十勝バス及び北海道拓殖バスに対して補助を行うとともに、待合所、交通公園の管理を実施しております。

4のコミュニティバスの運行は、交通弱者移動支援事業で27年度から通年での本格運行を実施いたしました。利用実績で26年度と比較した1日当たりの乗客数は、3.2人の増の24.4人となっております。

48ページ、22項、協働推進事業費では、パートナーシップ推進交付金として、主に駐在区、公民館単位の活動を支援する制度を行っており、行政事務、コミュニティー等活動支援、地域相互扶助支援、地域ふれあい活動などの事業に対しまして合計1,167万6,000円の支援を行いました。内容につきましては、49ページにかけ記載のとおりとなっております。

2のまちづくり協働推進事業は、各事業を実施した7つの団体、グループに対し202万1,000円を助成しております。

23項、諸費、災害救助用物資の備蓄状況は、ソフトパンの更新のほか、新たにおむつ2,000枚を備蓄品として購入いたしました。なお、期限を迎えましたソフトパンについては、各小学校に啓発用として配布をいたしたところでございます。

51ページ、5、全国町村会総合賠償補償保険では、27年度、倒木による損害賠償及び町民体育祭参加者負傷者見舞金といたしまして計4件、28万1,000円をお支払いしております。

6のAEDの導入状況では、各学校、公共施設の21カ所に延べ24台を配置、うち新たにピア21とヌプカの里に設置をしたほか、耐用年数6年を迎えた11台を更新、設備しているところでございます。

24項、地方創生先行事業費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として記載の5つの事業を実施しております。このほか実施しましたプレミアム商品券の発行につきましては、商工費のほうで記載がされているところでございます。

以上で説明を終わります。

町民課長。

細 井
委 員 長
波 多 野
町 民 課 長

52ページ、25項、町税について町民課長、波多野から説明申し上げます。

1、個人町民税につきましては、年度当初の賦課金額を掲載してお

ります。所得区分における納税状況ですが、農業所得においては天候の影響を受けながらも経営安定対策や農業共済等により、結果として21.1%と伸びを示しました。当初賦課全体で約1,390万円、約4%の伸びによる賦課状況となりました。また、納税義務者数も前年度より13人ふえ、3,160人でした。

2、法人町民税につきまして、法人町民税は主に酪農、畜産法人等の増額による10%の伸びになりました。

3、軽自動車税につきましては、1.2%増額になりました。

4、固定資産税につきまして、①、土地は今年度が評価がえの初年度、3カ年据え置きであり、宅地は地価公示価格の下落により前年度に比べ95.4%と大きく下回りました。53ページ、また②、家屋も同様に評価がえを行うとともに、経年限定補正と棟数減によるものでございます。③、償却資産につきましては、主に車両や運搬具でリース会社のリース車両等の取得台数の増によるものでございます。④、総務大臣及び知事配分償却資産及び(2)、国有資産等所在市町村交付金及び納付金については、記載のとおりでございます。

54ページに移りまして、5、市町村たばこ税につきましては、平成26年度は消費税5%から8%に引き上げられ、値上げ前の買いため等の影響があり減額に転じましたが、旧3級品を除く製造たばこ及び旧3級品の製造たばこにそれぞれ前年度より8万5,000本ずつ増加で、総体的本数は17万本、金額で65万7,000円の増額になりました。

6、入湯税につきましては、プラザ緑風の利用者の増により前年度の9.9%の増収になりました。

54ページから55ページにわたり7、年度別町税収納状況につきまして記載しておりますが、収納率で町民税で0.3%減になり、主な要因としまして税務署の平成23、24、25、26の4年間の所得修正により現年度の町税に新たな賦課で約2,600万円の追加になり、その一部、約150万円の督促を行ってきましたが、5月の出納閉鎖までに間に合わず、6月、7月にかけて全額納付になっております。固定資産税は前年度同様で、軽自動車税では0.5%増が図られましたが、全体的な収納率は前年度より0.1ポイント減の99.3%となったところでございます。

8、年度別町民税滞納一覧につきまして、平成27年度末での4税目の滞納状況一覧で、前年度滞納額と比較して、町民税約224万円増、固定資産税でも約4万円増、軽自動車で約4万円減で、全体で約224万円増になりました。先ほど説明しました町税に新たな賦課での一部未納者による影響によるものでございます。滞納徴収におきましては、徴収員2名体制になり、前年度より納税勧奨で353件多い860件、徴収員による分納申請者訪問徴収で件数で12件多い64件、金額で101万円多い799万円の徴収が行われ、合わせて過年度分、コンビニ分納、利用勧奨において22名、約68万円の収納があり、また訪問徴収員と連携

し、長期滞納者の状況把握により執行停止者8名を該当とし、滞納者の整理を図ったところでございます。なお、過年度滞納者の多くはすぐに全額を支払うことが難しく、分納して支払う希望者が多く、完納に時間を要しております。直近の8月31日現在の効果としまして、平成27年度の同時期に比べまして過年度分の町税及び国保税の全体での実滞納者は167人から151人と16人少なく、約190万円を上回って未収が減少している状況でございます。

9、不納欠損額につきまして、個人町民税において5件、約9万9,000円の内訳としまして1件、約3万1,000円が外国人の出国による即時消滅と4件、約6万8,000円が5年の時効完成によるものでございます。固定資産税におきまして9件、約134万1,000円は、時効完成による消滅であります。そのうち畜産、飲食を営んでいた者の法人及び個人の施設に係るものが101万円であります。軽自動車税3件、9,200円は、5年間の時効完成によるものでございます。

56ページに移りまして、10、納税者の利便向上のために平成26年度から実施していますコンビニ収納につきましては、3税目の合計で419件、約620万円の前年度比、件数で85%、金額で65%アップしております。

57ページに移りまして、11、十勝市町村税滞納整理機構につきましては、収納率向上や税の公平性の観点から、町として徴収困難な滞納者や広域的な調査が必要な滞納者への収納活動を行っております。

(1)、十勝市町村税滞納整理機構運営分担金は、記載のとおりでございます。(2)、十勝市町村税滞納整理機構収納状況では、滞納解消に向け、4件ふやし10件の引き継ぎを行い、約197万円の滞納税金回収が行われ、2名の滞納者が解消されました。また、引き継ぎ金額に対しての収納率は18.7%ですが、分担金に対しての効果は221%となっております。

続きまして、26項、戸籍事務の状況につきまして、平成22年度に戸籍電算化から5年が経過し、システムの更新を平成28年2月15日に完了しました。また、住基システムとの連携もあわせて行い、事務改善を図ったところでございます。

1、本籍2,824戸籍及び戸籍人口6,927人になっております。2、戸籍事件取り扱い数、58ページ、3、戸籍処理件数、4、戸籍、除籍交付件数を記載しておりますので、参照願います。

59ページに移りまして、27項、住民基本台帳事務につきまして、日々窓口において行われる各種申請、届け出等に基づいて処理した事務件数を記載しております。1、住民基本台帳人口は、主に自然減による生まれる方の2倍を超える死亡された方の増加により、72名の減になっております。

2、国籍別外国人住民数につきまして、そのほとんどが畜産、酪農

	<p>に係る研修生で、主に韓国、ベトナムの方が前年度よりふえております。</p> <p>3、住民基本台帳の異動人口から60ページ、6、住民票関係交付、閲覧件数をそれぞれ記載しておりますので、参照願います。</p> <p>28項、一般事務状況につきまして、1、証明関係交付件数、2、人口動態調査票作成状況、3、住民基本台帳カード交付、電子証明書発行件数は、記載のとおりです。</p> <p>4、個人番号カード交付、電子証明書発行件数は、今年の1月から交付が開始され、257件を交付しました。交付当初から全国的にシステムトラブルが発生し、当町においても1月から2月にわたり9名の方に後日交付になり、迷惑をおかけしました。現在は順調に交付しております。</p> <p>5、旅券申請、交付について、旅券の申請件数と交付件数にずれがあるのは、保管期間が6カ月あるための庁舎受領のずれによるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>細井委員長 瀬口選挙管理委員会事務局長</p>	<p>選挙管理委員会事務局長。</p> <p>選挙管理委員会事務局長、瀬口より説明申し上げます。</p> <p>61ページ、29項、選挙管理委員会費は、14回の選挙管理委員会を開催し、選挙人名簿の定時登録及び統一地方選挙についての審議を行いました。</p> <p>62ページ、30項、知事道議会議員選挙費は、4月11日に執行され、このうち道議選につきましては12年ぶりの選挙となったところでございます。投票状況及び開票の結果は、63ページにかけて記載しております。</p> <p>64ページ、31項、任期満了に伴う町議会議員選挙は、立候補が定数の12名でしたので、無投票当選となったところでございます。</p>
<p>瀬口総務企画課長</p>	<p>続いて、総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。</p> <p>32項、各種統計調査は、記載の4つの調査を実施いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>細井委員長 寺田監査委員会事務局長</p>	<p>監査事務局長。</p> <p>64ページ、33項、監査委員費について監査事務局長、寺田より説明いたします。</p> <p>町監査委員は、町政全般にわたり適正かつ効率的に事業が運用されているかを調査するため、各種監査及び審査を実施してまいりました。</p> <p>1、一般会計ほか7特別、1事業会計決算審査について6月から8月の約3カ月間を要し、審査を行いました。</p> <p>2の定期監査では、新田小学校、北中音更小学校、西上音更小学校</p>

		を訪問し、監査を実施いたしました。
		3の例月出納検査は、公金管理の点検、各会計支出伝票の内容等について毎月検査を行ったところでございます。
		4の委員活動日数は、識見、議選の監査委員合わせて延べ121日間で、その内訳は記載のとおりです。
		以上で説明を終わります。
細井 委員長		説明が終わりましたので、ここで45分まで休息をとりたいと思います。それでは、50分から再開します。
		午後 3時38分 休憩
		午後 3時50分 再開
質疑	細井 委員長	休憩を解き再開いたします。
	大西委員	議会費、総務費について説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。10番、大西委員。 まず、総務費の18ページの一番初めの人事についてちょっとお聞きします。 この年、障害者枠で1人採用したと思うのです。多分だったと思うけれども、今年から障害者差別解消法が施行されて、雇用のときに障害者だからというような別枠の試験というのでいいのか、できないのか。ということは、男女雇用機会均等法が入ってからは男性、女性という差別はできなくなってしまって採用試験をやっていますけれども、障害者の場合障害者枠でとったほうがいいのではないのかと僕前々から言って、昨年だと思えますけれども、障害者枠で1人とったはずなのですけれども、今度どうなっていくのかちょっとお聞きします。
	細井 委員長	総務企画課。
	三島総務 企画課 主幹	総務企画課主幹、三島より説明させていただきます。 人事のほうの部分に関しましては、障害者枠によって雇用することが認められております。要するに障害者の雇用する部分で有利になるような形で、障害者枠という形で採用しております。今回1名増になっている部分に関しましては、第1種臨時職員1名増になっている状況でございます。
		以上で説明を終わります。
	細井 委員長	10番、大西委員。
	大西委員	ということは、障害者差別解消法には抵触しないという、それは採用については有利になるから、そのほうでやりなさいということではないですね。いいです。

<p>細 井 委員 長 出村委員</p>	<p>8 番、出村委員。</p> <p>25ページの11の庁舎の耐震のほうなのですけれども、2年間にわたり庁舎とコミセンの改修工事を終えたということで、災害時の避難場所なのですけれども、そういう避難場所においては耐震のほうはどうなっているのですか。</p>
<p>細 井 委員 長 瀬口総務 企画課長 河田総務 企 画 課 総務グル ープ担当 主 査</p>	<p>総務企画課長。</p> <p>担当主査の河田より説明申し上げます。</p> <p>総務企画課総務グループ、河田より説明をさせていただきます。</p> <p>町内にある避難所の耐震化ということでございますが、耐震化が済んでいるもののみ町内では避難所に指定しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>細 井 委員 長 出村委員</p>	<p>8 番、出村委員。</p> <p>避難場所が二十数カ所あるのですよね、それ全て大丈夫だということですか。それで、今回の災害、台風による災害なのですけれども、今回は避難勧告の場所にそういう避難場所があるということなのですけれども、今後いろんな災害があるという想定で、そういった場所があるということで今後避難場所の見直しというか、その辺についてお伺いしたいのですけれども。</p>
<p>細 井 委員 長 瀬口総務 企画課長</p>	<p>総務企画課長。</p> <p>昨年、下居辺につきましては何かあった場合、下居辺の地域自体が土砂災害等に指定される場所もございまして、その場合についてはコミセンのほうに避難をしていただくというふうにお話ししましたし、そういうふうな明記をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>細 井 委員 長 大西委員</p>	<p>大西委員。</p> <p>今言っているのは、ハザードマップでは避難はしなくてもいいのだけれども、防災計画の中の避難場所に指定されているところに避難所があるの、北地区。だから、ハザードマップと防災計画とちょっと違いがあるのだけれども、言ってみれば北地区にしてみれば、安全なところにいるのに危ないところに避難するのにかいという話になってしまうの。そこはちょっとおかしいのではないのかと。避難命令出すところに避難場所があるのだから、それおかしいでしょう。そこへ逃げたら災害に遭って、みんなその人は逃げれと言われているのだから。北</p>

地区の今回したところがハザードマップの中と防災計画のやつと食い違っているの。食い違っているというのは、そのあれがあるので。今回避難所にしたのでしょうか、だけれども防災計画の中はそこ的人是逃げなさいという勧告する場所になっているの。勧告するところに避難場所があるというのはおかしいでしょうというのが。それを言っているのだろう。

細井
委員長

暫時休憩します。

午後 3時56分 休憩

午後 3時58分 再開

細井
委員長
瀬口総務
企画課長

休憩を解きます。

総務企画課長。

失礼いたしました。

今ご指摘あったとおり、防災計画におきましては確かに危ない場所に指定されております。今後見直しをさせていただきたいと思っておりますので、そういった答弁しか今のところはできない状況です。

細井
委員長
大西委員

10番、大西委員。

今はということではなく、下居辺もコミセンを今使っているわけでしょう。急に何があるかわからないから、差し当たり今のところはコミセンを使いますと、下居辺と同じように北地区。それから考えることをしないと、考えているうちに災害起きたときに誰考えるの、どこへ避難するの。だから、タイムラグをつくらないようにしておかないと、できるわけでしょう、ここを使うということ。だから、まずそれをやってから、北地区とよく話し合っどどこがいいのかという判断していけばいいわけでしょう。どこかつくって。

細井
委員長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

下居辺と同じように、場所としましてはコミセンのほうにさせていただきまして、今後については今指摘のあったとおり検討のほうをさせていただきたいと思っております。

細井
委員長
和田委員

2番、和田委員。

36ページ、4のところでもち・ひと・しごと創生総合戦略ということであるのですが、この具体的な例というか、例を示しながら説明していただきたいと思っております。

細井
委員長

総務企画課主幹。

石垣総務 企 画 課 主 幹	<p>総務企画課、石垣よりお答えさせていただきます。</p> <p>今質問ありました具体的な例ということでしたけれども、一応まち・ひと・しごと創生というものは国の人口減少対策、東京都の一極集中を是正するというようなことで、それぞれの地域において将来的な人口を目標設定した人口ビジョン、うちの町につきましては2040年で5,102人を目指すと、それらに向けて4つの基本目標を立てまして、それに向けた個別の事業を進めていくと。なお、この総合戦略については、平成27年度から平成31年度までの5カ年間の計画となっており、それらに基づいて、仕事づくりですとか、移住、定住を推進するとか、あとそのほか安全、安心なまちづくりをする、そのほか結婚、子育てを支援するというような4項目を目標に定めて推進しているところであります。</p>
細 井 委 員 長 和田委員	<p>以上です。</p> <p>2番、和田委員。</p> <p>今お聞きしていますと27年から31年までの間ということですから、これから着実に実行していくということで理解してよろしいですね。</p>
石垣総務 企 画 課 主 幹	<p>27年度から実施しておりますので、既に27年度に実施しております事業、そのほか28年度分も予算に盛り込んで推進しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
細 井 委 員 長 秋間委員	<p>3番、秋間委員。</p> <p>38ページの9、移住体験住宅事業でございますけれども、13組26名、延べ344日間滞在をされたということでございますので、滞在者の感想と取り組みの効果と改善点などがあれば、お聞きしたいと思います。</p>
細 井 委 員 長 小 野 寺 総 務 企 画 課 企 画 グル ープ 担 当 主 査	<p>小野寺主査。</p> <p>総務企画課企画グループの小野寺から回答いたします。</p> <p>今質問ありました344名の方々ですけれども、それぞれ10泊以上の規定を持ってしまして、それ以上入居される方ということで、実際に来ていただく方につきましては2月、3月にかけて入居の希望の意向調査をかけております。実際に移住をしたい、もしくは最低限2地域居住をしたい方について、こちらで入っていただくという選定作業をした後入っていただいているところであります。基本的には関東圏の方、また関西圏の方がほとんどなのですが、土幌に来ていただいている期間につきましては下居辺地区の方々に協力をいただきまして、それぞれ調理作業ですとか、加工研修ですとかやっておりますし、町内の観光をメインに動いていただいているということで、感想的には建物自体にも特に不満もなく過ごされていて、だ</p>

	<p>からといって実績になっているかというと、まだ実績、移住された方はいないという状況であります。</p> <p>以上です。</p>
細井委員長 秋間委員	<p>秋間委員。</p> <p>それでは、まだ実績がないということですから、この実績をつくるにはどのような取り組みにさらに進めていったらいいかということをお聞きしたいと思います。</p>
細井委員長 小野寺 総務 企画課 企画グループ 担当 主査	<p>小野寺主査。</p> <p>基本的には、入居される方の意向が2地域居住という方がすごく多くて、実際に本格的に移住を目指すという方は、昨年実際に入っていた方の中でも2世帯ぐらいしかいない状況です。ただ、実際にそういう方はこちらで土地を探したり建物を探したりという、そういう協力をしているような状況で、どうしても本格移住という方が全道的に半分以下というか、そのような状況が見受けられてしまっております。ですので、入る条件としてできる限り、倍率も高いのですけれども、20名から30名の応募が5月、6月、7月、8月ぐらいを中心に、皆さんがその時期を中心に要望してくるわけですが、できる限り移住を強く希望される方を優先的に入れていって、その方に協力ができるような体制をとっていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
細井委員長 大西委員	<p>10番、大西委員。</p> <p>42ページの交通安全対策、今全道的に飲酒に対する撲滅運動の条例や何か、道もつくったりなんかして、土幌町も各課に感知器というのですか、それを持って、出勤したら前のお酒が残っているかどうかで検査して、公用車に乗らないというようなことになっているみたいですが、職員みんな出勤したら全部やっているのですか。</p>
細井委員長 瀬口総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>何年前かはちょっと忘れたのですが、全課に今委員言われた機器を導入しまして、公用車運転の際には、ちょっと大丈夫かなという自分自身の思いもある方についてはそれで測定をしてもらうということにしております。</p>
細井委員長 大西委員	<p>大西委員。</p> <p>自分は危ないかなという人だけがやっているみたいだった。それはちょっとおかしいし、その検査をやって出て、公用車に乗れなかった人この1年間で何人いるの。</p>

細 井 総務企画課長。

委員 長
瀬口総務
企画課長

今のところそういった方は聞いておりません。職員なりに意識を持ってその辺は対応しているかと思しますので、総務企画課のほうはそういった職員がいたということは聞いておりません。

細 井
委員 長
大西委員

大西委員。

今言う自分は危ないなという人はやらないのでない、強制でないのだから。だから、事故を起こした人は大方の人は、朝から酒飲んでいる人いませんから、夜の深酒でやっている人が多いのです。それは、警察も朝から取り締まりで酩酊運転の酒気帯び運転のあれはやりませんから、大体事故った人は調べると前日の酒が残っているよという人が結構いるのですよ。だから、営業で車に乗っている人たちは、8時で晩酌はやめる。でないと次の日残るのだ。だから、会社行くとみんな1人ずつやらされるので、それで乗れなくなってしまうと困るのでということでやっている。職員は、気をつけていると言いながら、8時以降でも、この間議会の中でも懇親会今回中止になりましたけれども、1次会は8時ごろまででやめるけれども、職員と議員の、それ以降の2次会については設定するなど、ここで一定分はもうしようがないかもしれないけれども、議会が設定して、何かあったときに2次会で飲んでということになったら困るので、8時でやめるならばたっとそこでやめましょうという話を議会の中ではしたのですけれども、だからそれがせっかく各課にあるのであれば、みんな車で来ている、大方の人は。そこで吹いて、出たから公用車乗らないという話ではないのですよ。そのとき車で来てしまっているのだから。

だから、今回も土幌町も出したし、各団体が全部出して、土幌町全戸に飲酒運転撲滅のはがきを出しましたよね。そのように気をつけている中で、議員も同じですし、職員ももし万が一そういうことがあったときに町民に何て申し開きするかということになりますから、もし課ごとにあるのなら、課長が管理をしながら全員にする。公用車に乗せないのは無論ですけれども、そういうこと何回か続くと役場まで来る車も違反になってしまうのだから、その辺はきちとしないと、ただ買ってあって、危ないと思う人やると。危ないと思う人はやらないですよ、逆に。管理きちとしていないのだから、ただあるからやるという話だから。その辺をせっかく町費で買ったのだから、職員組合で買って、みんなで気をつけようでないでしょう、町費で買ったのでしょう。きちとした管理をして、ちゃんと有効に使わないと。それは、課長か係長か、担当がいてきちと朝来たらやるということで、それは町長、どう思います。3回だからこれでやめるけれども。

<p>細 井 委員 長 小林町長</p>	<p>町長。</p> <p>少なくとも、我々も悩んで危機管理として検討させていただきたいのですけれども、公用車に乗る場合は必ずやるかという、そんな方向でちょっと検討させていただきたいと思います。ただ、朝来るやつについては、そこは自己管理をしていただくよりしようがないのだと思うのです。そこまで町が管理するという事はちょっとできないので、それは自己管理でやって、それで捕まれば、それはやめるということで、自分が飲んだと思えば、それは乗らないという管理をしていただければいいわけですから、それで捕まれば処分の対象にすると、そういうことになるのだと思います。そこは自己管理。ただ、公用車に乗る場合は、それはやっぱり町の管理でやるという方向でちょっと検討させていただきたいと思います。</p>
<p>細 井 委員 長 出村委員</p>	<p>8番、出村委員。</p> <p>関連なのですけれども、その機械というのはそれぞれの課に1台ずつあるのでしょうか。</p>
<p>細 井 委員 長 瀬口総務 企画課長</p>	<p>総務企画課長。</p> <p>各課に1台ずつ配備しております。</p>
<p>細 井 委員 長 出村委員</p>	<p>出村委員。</p> <p>その購入というのは、職員で導入したというか、企業であれば別に会社なりで購入してもいいのですけれども、それ何か俺わからないのだけれども、公費で購入するというのはどんなものなのでしょうか。</p>
<p>細 井 委員 長 柴 田 副 町 長</p>	<p>副町長。</p> <p>そういった管理にかかわるものですから、町費で買うことについては問題ないかと思いますし、消防についても公費で当然買って、運転業務ですから、その部分はそれで買っております。</p>
<p>細 井 委員 長 大西委員</p>	<p>10番、大西委員。</p> <p>54ページの入湯税についてちょっとお聞きします。去年は9.9%前年よりふえたということでありませけれども、入湯税の使い方は温泉だとか、それにかかわるものしか使えませんよね。2事業所あるときには無理だったのだろうと思うけれども、今は緑風荘しかなくなったのであれば、入湯税を、私は人数はこれできかないだろうなと思ってのだけれども、一応収入としてこれだけ入っているよというから、それは信用するのですが、入湯税を取らなくても、町に納めなくても、</p>

どうせそこにしか使えない限定財源だから、取らなくてもいいと思うのですけれども、別に法的に何も根拠ないのだし、どうせそれにしか使えない財源であれば、取らなくても。どうなのですか。

細井 副町長。

委員 長

柴田 以前もたしか大西委員からそんな話をされて……

副町 長

(何事か言う者あり)

柴田 あるのです。覚えています。

副町 長

それで、目的税だから取らなくてもいいのではないかと私答えた覚えがあるのですけれども、実は地方税法だったか、取らなければだめだというふうになっているのです。

(何事か言う者あり)

柴田 それは滞納処分です。

副町 長

ですから……

(何事か言う者あり)

柴田 していません。

副町 長

そういう法律上取らなければだめだというふうになっているはずですので。

補足ある。

細井 町民課長。

委員 長

波多野

町民課長

町民課長、波多野よりお答えします。

地方税法第701条ですか、鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉温泉における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとするというふうに言われております。それをもとにして目的税で課しているという。

(何事か言う者あり)

細井 暫時休憩します。

委員 長

暫時休憩

細井 休憩を解きます。

委員 長

ほかにございませんか。

(なし)

細井

委員 長

ないようですので、議会費、総務費の質疑を終わります。

本日の決算審査特別委員会はこれにて散会します。

次回の決算審査特別委員会は、明日14日午前10時から再開いたします。

お疲れさまでした。

(午後 4時23分)